

神河町『人・農地プラン』について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年 3月18日

神河町長 山名宗悟

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

神河町 根宇野地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成30年8月19日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

◆経営体数	法人	0経営体
	個人	0経営体
	集落営農	1組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

◆担い手はいるが十分でない

5. 農地中間管理機構の活用方針

現在、根宇野営農組合が法人化後、農地中間管理機構へ貸付る。

6. 地域農業の将来のあり方

【農地の利用】

根宇野営農組合を中心に水稻、麦、小豆の2年3作の土地利用型農業を展開し、離農や規模縮小する農家の農地を借受れたり、耕作放棄地を解消することで、経営規模拡大を目指し、生産性を向上させるとともに、農業用機械を順次更新し、生産費のコストダウンを図る。

現在、水稻栽培においては、減農薬で栽培をしていることから、ひょうご推奨（安心）ブランドを取得し、高付加価値化を目指す。

【担い手について】

現在、根宇野営農組合は、今後、経営の安定、地域農業を守るために、法人化を目指す。また、この地区の農業の継続性を考え、後継者の育成についても話し合いを行う。

【農地の出し手】

中心となる経営体と連携する者（兼業農家・自給的農家）は、農地の貸付け、水管理等の役割を担うほか、知見を生かした技術的指導や助言を行う。

【農地の保全】

農地の保全で一番労働力がかかる草刈作業については、農地を守り、環境を守り、地域を守るため、出来る限り相互協力を行う。更に、多面的機能交付金等を効率よく利用し、農業用施設の管理、農地の保全を行う。

【鳥獣害対策】

・定期的に点検を行いながら、国、県、町の交付金を活用し、防護柵の設置、修繕を行い、獣害を最小限に抑える。

補助メニュー：鳥獣被害防止対策交付金、神河町有害鳥獣防止対策施設設置事業補助金